

✿ 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】

# ～だれもが輝くまち 佐倉～

〈概要版〉



計画年度：平成21年度～平成30年度

千葉県佐倉市

---

# 男女平等参画社会の実現を目指して

## 計画策定の趣旨

市民一人ひとりが心豊かに生き生きと暮らしていくためには、性別にかかわらず社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女平等参画社会の実現が、いっそう重要な課題となっています。

佐倉市では、平成11年(1999年)3月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成11年度～15年度)を策定。その後、5年を計画期間とする「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】」(平成16年度～20年度)において、男女平等参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。しかし、平成20年度で計画期間が満了することから、次期プランの策定が必要となりました。

そこで、急速な社会経済環境の変化等による新たな課題にも対応しながら、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」(平成21年度～30年度)を策定します。

## 【基本目標Ⅰ】 人権の尊重

人権尊重に基づく男女平等意識を確立するため、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めるとともに、地域や家庭、社会といったあらゆる場における男女平等教育・学習の推進を図っていきます。

### 【個別課題と施策の方向】

#### ▶ 人権侵害のない社会づくり

- ① 人権侵害を許さない社会環境づくり
- ② メディアにおける人権への十分な配慮
- ③ セクシュアル・ハラスメントの防止
- ④ 女性の視点を盛り込んだ  
防犯・防災対策の促進
- ⑤ 国際理解・文化交流の促進

#### ▶ 男女平等の意識づくり

- ① 男女平等推進のための意識啓発
- ② 男女平等参画関連情報の収集、提供
- ③ 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し

#### ▶ 性差によるあらゆる暴力の根絶

- ① ドメスティック・バイオレンス(DV)  
防止への取り組み強化
- ② DVに関する相談・支援体制の充実
- ③ 関係機関との連携強化

#### ▶ 男女平等の視点に立った 教育・学習の推進

- ① 男女平等教育の推進
- ② 教職員への男女平等意識の醸成
- ③ 生涯教育における学習機会の提供

## 【基本目標Ⅱ】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

少子高齢化が進む中、男女が共に仕事上の責任と育児や介護などの家庭的責任、地域活動への参加などを、それぞれの置かれた状況に応じてバランスよく担い、両立させていくことは、個人の人生を充実させ、社会の活力を維持していくために非常に重要なことです。

### 【個別課題と施策の方向】

#### ▶ 職場における男女平等参画

- ① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善
- ② 「仕事と生活の調和」意識の浸透
- ③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援
- ④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進

#### ▶ 家庭における男女平等参画

- ① 家庭における男女平等参画意識の浸透
- ② 多様な子育て環境の整備と情報の提供
- ③ 介護に関する環境の整備と情報の提供

## 【基本目標Ⅲ】あらゆる場への男女平等参画の推進

男女平等参画社会の形成には、性別を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域社会等のあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会の実現が求められます。

社会全体が固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存在や能力を正しく認識する中で、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進しなければなりません。

### 【個別課題と施策の方向】

#### ▶ 意思決定過程における男女平等参画

- ① 政策・方針決定への女性の参画の促進
- ② 事業所や各種団体などの  
方針決定への女性の参画促進
- ③ 管理職などへの女性の積極的登用

#### ▶ 地域活動への男女平等参画

- ① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供
- ② 市民団体などへの支援及び交流促進
- ③ 市民協働による男女平等参画の推進

## 【基本目標Ⅳ】安心して暮らせるまちづくり

私たち一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。

そのためには、男女とも、自分の健康管理を適切に行い、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる社会環境整備が求められます。



### 【個別課題と施策の方向】

#### ▶ 生涯にわたる心と体の健康づくり

- ① 性差に配慮した医療・保健の促進
- ② ライフステージに応じた  
健康づくりの促進

#### ▶ 安全・安心な社会環境の整備

- ① 安心して妊娠・出産できる環境整備
- ② 子どもの健全育成の推進
- ③ 男女平等参画の視点に立った  
高齢者、障害者施策の充実

## 【基本目標Ⅴ】推進体制の整備

今後、新たな「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」のもと、市民や事業所などが協働して、これまで以上に男女平等参画社会の形成に取り組んでいく必要があります。そのためには、庁内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、各施策や事業に当たることが求められます。また、国や県、近隣市町村をはじめとした関係機関と連携した取り組みを進めます。

### 【個別課題と施策の方向】

#### ▶ 国・県・関係機関との連携

- ① 国や県との連携、協力
- ② 近隣自治体との情報の収集、提供

#### ▶ 庁内推進組織の構築

- ① 庁内推進組織の設置
- ② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発
- ③ 基本計画の進行管理強化
- ④ 男女平等参画推進センターの充実

## 男女平等参画社会とは…

目指すべき目標である男女「平等」をストレートに  
条例の名称に盛り込むことによって、その実現に向けた  
決意を示しています。



佐倉市男女平等参画条例において、男女平等参画社会とは、「男女が ▶ 対等な社会の一員として、自分の意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、▶ それによってもたらされる様々な（例えば政治的、経済的、社会的文化的な）利益を平等に享受することができる」とともに、その責任をも担っていく、社会のこと」としています。

★条例で言う「参画」とは、男女がともに、社会のあらゆる活動における意志決定等に自ら積極的に関わっていくことによって社会の一員としての責任を果たしていかなければならない、という意味が込められています。

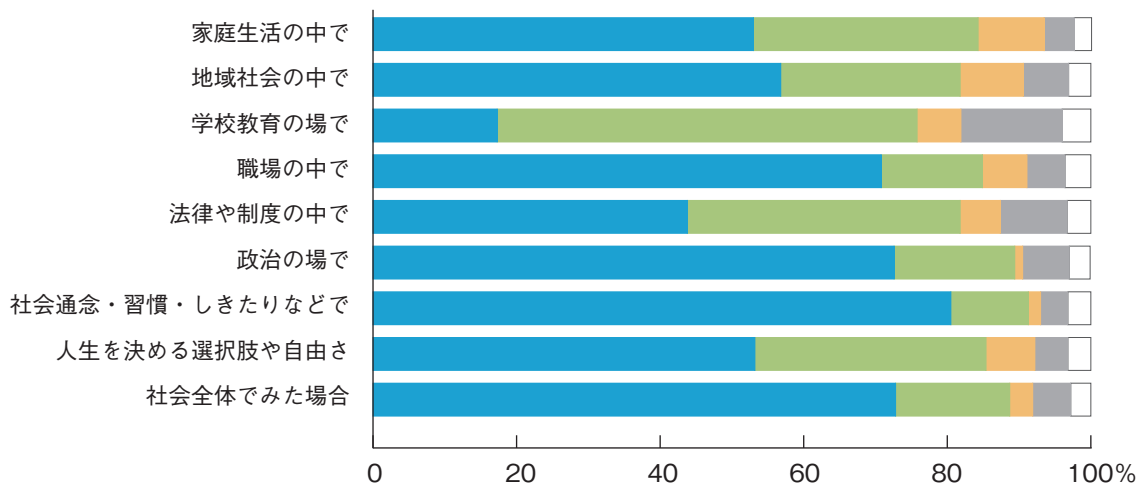
## あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか？

平成19年に実施した「男女平等参画社会に関する市民意識調査」で、男女の地位が平等になっているかを9つの分野に分けて聞いたところ、すべての分野で、男性優遇の合計が、女性優遇の合計を上回っていました。

### 【男女の平等感についての割合】

■ 男性優遇の合計（男性の方が非常に優遇されている及び、どちらかといえば男性が優遇されている） ■ 平等である  
■ 女性優遇の合計（女性の方が非常に優遇されている及び、どちらかといえば女性が優遇されている） ■ わからない  
□ 無回答

※回答者数1,199人 うち女性719人、男性454人（性別非回答者26人）



### 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】

平成21年5月 編集 佐倉市市民部自治人権推進課 発行 千葉県佐倉市

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

TEL 043(484)1948(直通) e-mail jichijinken@city.sakura.lg.jp